

## 議案第 58 号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

令和 5 年 3 月 5 日に発生した事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 相手方 A
- 2 事故の概要 令和 5 年 3 月 5 日午前11時20分頃、令和 4 年度草守基肄世界大会の個人戦において、相手方 A はソリで滑走中に転倒し、右鎖骨を骨折した。相手方 A は同月10日に手術を受け、同月12日まで入院し、令和 7 年 5 月 1 日にボルト摘出を行い、同年 7 月10日に医師の診断で完治が確認された。
- 3 和解の内容 町は、相手方に対して下記 4 の額の損害を賠償し、本件損害賠償のほか、町、相手側間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
- 4 損害賠償額 1, 0 7 6, 0 1 5 円

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決